

意見書（案）第9号

5歳から11歳の小児のコロナワクチン接種開始に伴う情報提供を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	伊 沢 けい子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	野 村 羊 子

5歳から11歳の小児のコロナワクチン接種開始に伴う情報提供を求める意見書

3月7日から本市でもコロナワクチンの5歳から11歳に対する接種が開始される。今回のワクチンは既存のワクチンとは異なる作用機序をもつmRNAワクチンであり、治験が完了しておらず、長期的な副反応について確認されていない。また、コロナ禍が始まって現在まで約2年が経過しているが、10歳未満のコロナによる死亡者はゼロ人であり、子どもにとっては命に関わる重篤な病気ではないことが明らかになっている。対してワクチンの副反応を見てみると、10代の接種者においても既に5人の死亡者が出ており、5歳から11歳の子どもにおいてはコロナに感染することによる害よりも、ワクチンの副反応による害のほうが大きくなる可能性がある。既に本市内におけるワクチン接種の副反応は、12歳から19歳について5人報告されており、そのうち2人は重篤であるということである。

国の将来を担う子どものワクチン接種はより慎重に考えるべきであり、保護者が適切に判断をすることができるように十分な情報提供を行うべきである。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 小児のコロナワクチンは努力義務ではないことを十分に周知すること。その根拠について、オミクロン株に対しての効果が小児でははっきりと認められていないからであることを十分に周知すること。
- 2 既に起こった副反応の実際について十分に情報提供を行うこと。厚労省のホームページで発表されているワクチン副反応疑い報告についての情報を広報などを使って広く周知すること。
- 3 ワクチン接種前に保護者に対して上記の情報提供が行われていることを問診票などによって確認すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち